

「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度のことだよ！



年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の
違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

最低賃金額以上を
支払わないと…

使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなければなりません。また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（50万円以下）が定められています。

最低賃金には「地域別最低賃金」と 「特定最低賃金」があります。



地域別最低賃金

すべての
労働者
に適用

すべての
使用者
が遵守



都道府県
ごとに
設定

内容

都道府県ごとに、最低賃金額が定められています。

適用される者

年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

特定最低賃金*

特定地域内の特定産業について
定められています。

設定件数
226件

例えば、



北海道なら
乳製品
製造業



愛媛県なら
各種商品
小売業



愛知県なら
自動車（新車）
小売業



岡山県なら
鉄鋼業

など

特定最低賃金の詳細は

*地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者に対して、使用者は高い方の最低賃金を支払わなければなりません。

業務改善助成金

最大600万円を助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



中小企業事業者の皆さんへ

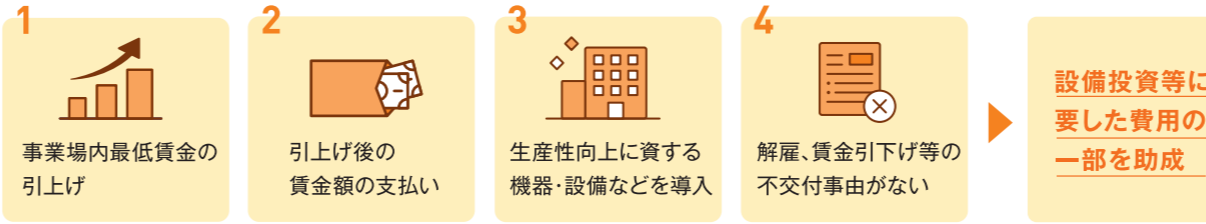
賃金引上げを支援する
助成金を積極的に
活用しましょう。

業務改善助成金の
動画もあります。

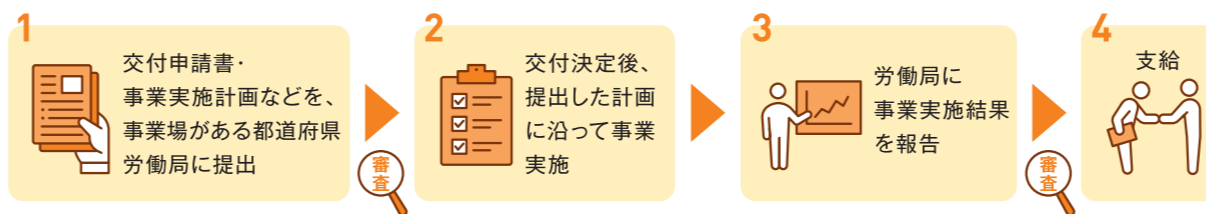


詳しくは、[こちら](#)

■支給の要件



助成金 支給まで の流れ



■助成の概要

原材料費高騰等の要因により利益が減少した事業者に向けた特例もあります。
詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率	
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	事業場内最低賃金 870円未満 ^(※2) 9/10	
		2~3人	50万円			
		4~6人	70万円			
		7人以上	100万円			
		10人以上 ^(※1)	120万円			
45円コース	45円以上	1人	45万円			事業場内最低賃金 870円以上920円未満 ^(※3) 4/5(9/10) ^(※4)
		2~3人	70万円			
		4~6人	100万円			
		7人以上	150万円			
		10人以上 ^(※1)	180万円			
60円コース	60円以上	1人	60万円	事業場内最低賃金 920円以上 3/4(4/5) ^(※4)		
		2~3人	90万円			
		4~6人	150万円			
		7人以上	230万円			
		10人以上 ^(※1)	300万円			
90円コース	90円以上	1人	90万円			
		2~3人	150万円			
		4~6人	270万円			
		7人以上	450万円			
		10人以上 ^(※1)	600万円			

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①~③のいずれかに該当する事業場が対象となります。
①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場 ②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年、前々年又は3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者 ③物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3ヶ月間のうち任意の1月における利益率が3%ポイント以上低下している事業者
(※2) 対象は地域別最低賃金870円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が870円未満の事業場です。
(※3) 対象は地域別最低賃金870円以上920円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が870円以上920円未満の事業場です。
(※4) 生産性要件を満たした場合、ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づき生産性と、その3年度前の決算書類に基づき生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

相談 窓口

業務改善助成金コールセンターを開設しましたので、
お気軽にお問い合わせ下さい。

電話番号 **0120-366-440** 受付時間 平日8:30~17:15

専門家による無料相談を実施しています。

詳しくは、[こちら](#)



業務改善事例①

セミセルフPOSレジの導入による
レジ業務の効率化

企業概要／所在地：熊本県
従業員数：24人
事業：生鮮食品小売業

課題 購入代金や釣銭の受け渡しまでをすべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況だった。
対応 レジ業務を効率化し、お金に直接触れずに衛生的に業務ができるように、セミセルフPOSレジを導入した。



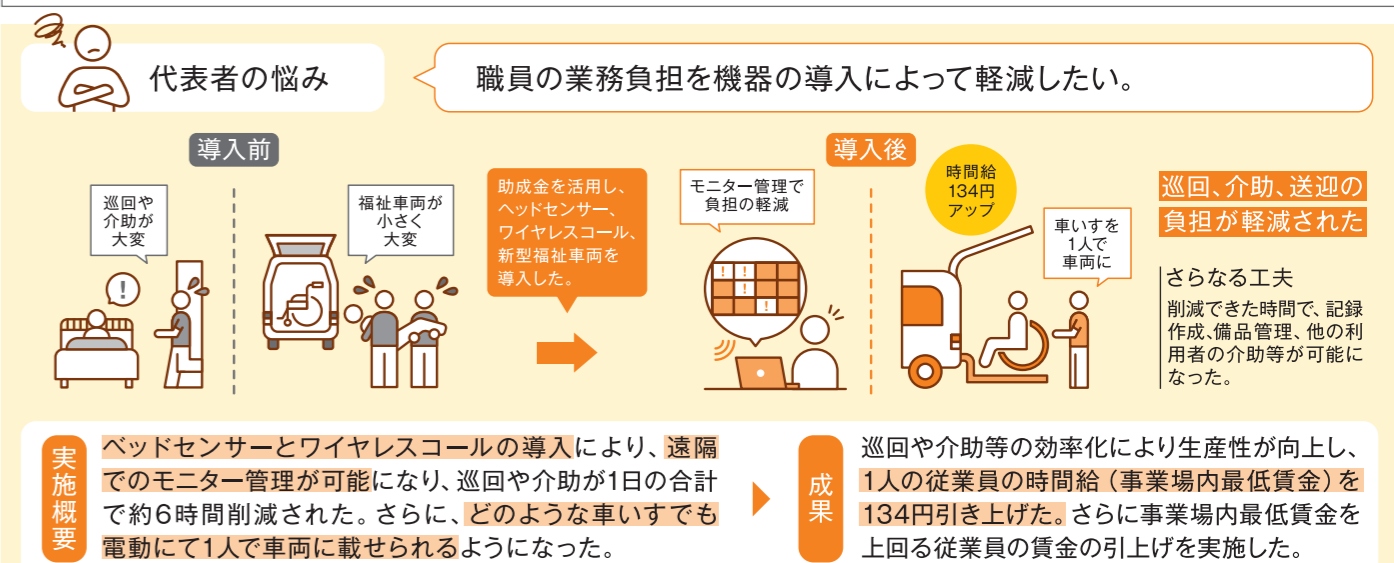
助成金活用のきっかけ

業務改善事例②

巡回や介助を効率化する機器と新たな
福祉車両の導入により業務負担を軽減

企業概要／所在地：山形県
従業員数：16人
事業：介護事業

課題 利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の待機時間が長くなるがあった。また福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。
対応 利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器（ベッドセンサー、ワイヤレスコール）とあらゆる車いすを電動で載せられる新型福祉車両を導入した。



助成金活用のきっかけ

働き方改革 推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の
日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

詳しくは、[こちら](#)